



富士九条の会一周年記念のついで憲法九条のリレートーク

七月二十二日夜、アマービレ・ハン
ドベルリンガーズの演奏で幕開けと
なった富士・九条の会一周年記念
のつどいは、呼びかけ人300名の
代表となった7名の方々(2名はメ
ッセージ)のリレートークを中心
に、朗読「九条の会アピール」望月
みさるさん、詩「こどもたちのだれ
かが」大島秀雄さん、橋口傑さん
の満州開拓における戦争体験な
ど、いま憲法九条を守る。ことの太
切さを多彩に語り合いました。

5名のリレートークでは、資料・
メモをもとに日本が侵略戦争に突
入するまでのポイントになる事件
を簡素に語られた伊藤三千代さ
ん(書店経営)

自己の確立、時代と向き合う
自立した人格を形成する事の必
要なことをアイデンティティーの
受容という見地より、憲法九条を
守る市民主権の確立を強調され
た芳賀正治さん(牧師)

戦時中に空襲に続く空襲で逃
げまわった少年時代(宇都宮・川
崎―富士宮)に自分の眼に映った
数々の悲惨な人の死を淡々とした
口調で語った勝田貞男さん(仏像
研究者)

ぼくは学校の先生をやり立ての
頃にとてども恥かしい想いがありま
す。それは戦争中の学校では敵国
語といって英語は授業から禁止で
した。だから中学の先生になった
時に生徒に英語を教えるのに違和

感といわれぬ緊張があった。だか
ら、あの戦争が恨めしい。憲法九条
は再び戦争をさせないと世界に約
束した大切なものです。と加藤久
延さん(NPO法人富士市民劇場
理事長)

また、加藤久延さんと同級生だ
った鈴木敏夫さん(旅館主人)は、戦
時中病弱だった私を身延線に乗って
富士宮まで、それから富士宮商業
高校・工業高校(今の富士宮北高)
まで近所の朝鮮人の子が背負って
来て面倒を見てくれた。今どうして
いるのだろうか。また、川崎に学徒
動員として勉強をしないで工場で
お国のためと派遣された。食事の
取り合いなど人間は貧しくなると
心も荒れてくる。戦争は人間の品
性を壊していくので二度とこめん
です。など、それぞれの立場と体験を
通して「私と憲法九条」のリレート
ークが行なわれました。その日、都
合で参加できなかった吉村篤さん
(任職の「草一本、蜘蛛一匹でも殺
してはいけないのです。主義・主張で
はなく不殺生を願っております。殺
し合いのない世界を願っています。」
と浦田雅史さん(空とぶくじら経
営)の「憲法九条が改悪されるこ
とに危機感をもっています。ささや
かではあります。仲間と共にこの
運動を広げたいと思います。」は参
加されたみなさんの心に届いたメッ
セージでした。

【カンパ:二万四千元】(※裏面に写真)

県内での9条の会が11回!

七月二十二日、しずおか憲法9条の会
第四回活動交流会に富士・九条の会か
ら2名(伊藤・土屋)参加しました。「し
ずおか憲法9条の会」の事務局から四月
二十七日に憲法記念日アピール発表や
記者会見などを行ったが、大きな反響
があった。また、前回の交流会後、各地
域・分野で9条の会が飛躍的に増え、現
在では百十に達している。各地域や分野
などで講演会や学習会を開く場合、講
師団(現在25名)を形成したので、必要
な場合は事務局へ問い合わせる。必要
事務局長をやってこられた小沢隆一さ

んが東京へ転任されたので、後任者
を選定中である、等々の報告があり
ました。

全体会の後、分散会がもたれまし
た。各地域・分野の9条の会からは、
その地にあつた活動を創意工夫して
やっている報告がされました。その中
で富士宮・芝川では、従来は全体で
二〜三百名の講演会を行ってきた
が、これからは平和・教育などテーマ
をもって地域で数多くの集会を持つ
ていくことにしているとの報告があ
り、富士・九条の会としておおいに参
考になりました。

【伊藤】

鷹岡九条の会からの活動報告

- 8月5日(土)午後1〜3時半 鷹岡市民プラザにて 出席13名
- ① 勝田貞男(富士・九条の会呼びかけ人代表)のあいさつ
 - ② ビデオ「日本国憲法」監督の映画作成の思いを語る—30分ほど見てから懇談
 - ③ 入山瀬西区老人会役員三人来所④渡井氏の広島原爆投下の市内片付のため入市した経験と⑤西村氏のガダルカナル戦生き残りの体験をお話いただき深い感銘を受けた。
 - ④ 最後に鷹岡準備会をもっと大勢の人に知らせていくこと、次回は9月16日(土)午後1時より鷹岡市民プラザ開催を決めた。

年金組合9条の会からの活動報告

8月22日午後、鷹岡公民館で、年金者組合発行の『平和の伝言』第4集執筆(戦争体験)からお話をきく会として開催された。【土屋】

各会のイベント予定

年金九条の会(鷹岡・富士宮)
9/26 憲法学習会…鷹岡
公民館で午後1時より
鷹岡9条の会準備会
9/16 学習会…鷹岡市民プラ
ザで午後1時より

8月10日現在
呼びかけ人 303名
賛同者 計 726名

7〜8月の活動報告

7・22一周年記念のついで▽8・25
世話人会▽ニュース発行、ホームページ
更新、缶バッジ販売、事務局会議ほか。

今後の予定

9月23日(土)講演会「戦争の
ない平和な日本を築き上げた
日本国憲法と教育基本法」講
師:石田義明さん 元静岡県高等
学校教職員組合委員長)・午前9
時30分より □ゼンアターにて

富士・九条の会一周年記念のつどい (写真)

呼びかけ人代表の伊藤さん、芳賀さん、
勝田さん、加藤さん、鈴木さん →

アマービシ・ハンドベル・
リンガーズのみなさん ↓



「こどもたちのだれかが」を朗読する大島さん ↓



戦争体験を語る橋口さん ↓



現行教育基本法と「教育基本法改正案」の比較

現行基本法	「改正」案
<p>前文 われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。 われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性豊かな文化の創造を目指す教育を普及徹底しなければならない。 ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。</p>	<p>前文 われわれ日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家をさらに発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うこと。この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進すること。 日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り開く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定すること。</p>
<p>(教育の目的) 第1条 教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。</p>	<p>(教育の目的) 第1条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家および社会の形成者として必要な資質を備えた、心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならないこと。</p>
<p>(教育の方針) 第2条 教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、实际生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によって、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない。</p>	<p>(教育の目標) 第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。 1 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。 2 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。 3 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。 4 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。 5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。</p>

改正案のおもな問題点

- 1 日本国憲法の精神にのっとっていない。
- 2 「愛国心」など人格のあるべき姿を国家が決める。
- 3 家庭・地域・生涯学習などに国家が介入する。
- 4 教育の機会均等の空文化。
- 5 教育行政の中央集権的支配。

※現教育基本法は11条、改正案は18条からなっています。全文を読み、学習しましょう。